

# 令和3年度第2回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和3年10月12日（火） 15：00～17：00

出席委員：青木委員、指宿委員、梅田委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、曾根委員、奈良委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、柳委員（五十音順）

欠席委員：安井委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	基準として設定されている「バイオマスプラスチック配合率25%以上について、今後はこれを上げていくという前提か。配合率25%というのは、どういう根拠で設定されているのか。	バイオマスプラスチック25%の数値の設定は、普及の状況や調達にあたって十分な供給量があるかというところを前提にしている。エコマークの基準でも25%と設定されており、その数字に合わせて設定したものである。
2	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	将来的に強化するにあたって、何が障壁になっているのか。	現状では、各メーカーで障壁になっているのは価格面であり、その他製品との競争力が確保できるかということである。今後開発が進むにつれ、価格の低下が見込まれれば、基準の引き上げを進めていけると考えている。
3	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	EUのサーキュラーエコノミーと日本の循環基本法の違いとしては、欧州ではサーマルリサイクルを認めていないが日本はそれを認めていることである。焼却してしまうと問題があると思うがその点はいかがか。	焼却せざるを得ないプラスチックは現状どうしても残ってしまう。その場合には、カーボンニュートラルの考え方ができるバイオマスプラスチックを優先して使用するという方針である。
4	本年度見直しのポイントについて	資料1	カーボン・オフセットされた製品等への対応について	オフセット製品・サービスを盛り込むことについては、良い方向であり賛成する。「J-クレジットなど」の「など」に入るものとして、何を想定されているのか。また、コピー機以外の品目はないのか、なぜコピー機だけなのか理由をもう少し詳しくご説明いただきたい。	J-クレジット以外のものは具体的になく、今後、関係省庁とも協議をした上で決めていきたい。現状カーボン・オフセットされた製品、特にJ-クレジットに登録されている製品などを確認したところ、特定調達品目のうち市場に出ている製品ではコピー機、複合機、いすがある。まずは、既に市場にあるカーボン・オフセット認証品の導入を検討したいと考え、今回コピー機等の品目で追加を行ったものである。
5	本年度見直しのポイントについて	資料1	カーボン・オフセットされた製品等への対応について	J-クレジットに限定すると対象品目が少なくなってしまうが、地方公共団体の制度で14ページで示す要件を満たすようなものがあるはずである。J-クレジットに限らず全体で見たときに温室効果ガス削減に資するような取組を広く支援するという観点から、もう少し視野を広げて検討すべきである。提案方式で広く情報を収集した上で、クライテリアを明確にし、それに照らして峻別していく作業が必要である。	今後、どのようなクレジットを導入していくか、きちんと認証されているかという視点も含めた上で、グリーン購入法に導入すべきものを改めて検討させていただきたい。J-クレジットだけに留まることなく広げていければと考えている。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
6	本年度見直しのポイントについて	資料1	自動車に係る判断の基準等の見直しについて	EUでは2035年にガソリン車をすべて廃止し、電気自動車にするという方針であるが、世界での自動車の動向を踏まえてどのようなシナリオにしているのか教えていただきたい。	政府実行計画では2030年までにすべて電動車にするとしており、中にはハイブリッド自動車等の内燃機関のあるものも含まれている。また、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、目標年度までに、ハイブリッドも含み乗用車であれば電動車100%、商用車等も、基準年度ごとに目標値を定めており、グリーン購入法として向かうべき方向性は、この各関係計画に整合させていくことである。
7	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	バイオマスプラスチックは、原料として好ましいという観点と使用後のCO2排出の観点から好ましいという2つの見方があるが、両方の側面を評価するのか、原料だけ、使用后だけなのか、また別の考え方があるのか教えていただきたい。	現状グリーン購入法において、植物由来のバイオマスプラスチックはカーボンニュートラルに資するという意味で率先して使っていくこととしている。生分解性プラスチックについては、何かの理由で自然界に排出された場合、分解されて環境負荷が生じることがないようにという考え方で使われるものであるが、基本的に国等が調達するもの等においては、適切に廃棄物の処理がなされるものと考えており、また生分解性プラスチックはリサイクルをする上で障害になり得る懸念もあることから、現状基準化はしていない。唯一、食堂の配慮事項で、生ごみ処理機等で使う袋にはコンポスト処理がされやすい生分解性のものを使うこととしている。今後、適切な基準などがあれば、検討は行うが、基本的に国等が購入するものは適切に廃棄処分される、又は循環されるということを前提として、バイオマスプラスチックを活用していく考えである。
8	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	バイオマスプラスチックは有機資源を元としているため、環境中に残って悪影響を及ぼすことは明らかになっているということではよろしいか。	バイオマスプラスチックについては、植物由来ではあるが、通常のプラスチックと基本的にはほとんど変わらない成分となっているため、自然界に出てしまった場合、分解はされるものではない。バイオマスプラスチックを使う場合は、適切にリサイクル等の循環をさせる、あるいは適切な廃棄を行い、自然界に排出しないことを前提に考えている。
9	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	生分解については、ごみの処理などでコンポストをするような社会システムになっている欧州等ではそれなりの意義があるが、日本はまだそういった社会システムになっているところは多くない。PBATなどは欧州の袋では使われているが、日本ではあまり意味がなく、海洋に流れてしまうものは基本的にはないはずであるという前提であり、海洋で生分解するというのは、また別の範疇である。普通の生分解性プラスチックはなかなか海水中で生分解しないため、難しさもあり、その辺はさらに技術的な検討や、使われ方の検討の時に、追加的に検討をしていくことになると考えている。	-

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
10	本年度見直しのポイントについて	資料1	自動車に係る判断の基準等の見直しについて	<p>電動車の普及、拡大に関する今回の改定案には、大賛成である。電動化が進むと蓄電池のキャパシティは非常に大きくなっていくが、その時に不安定な再エネの電気をどれだけ普及できるか、最終的には蓄電池の容量が国全体でどれだけあるかに依存するのではないかと考える。充電器の導入時に、いかに再エネの電力が優先的に充電されるような仕組みになっているかが大事である。コンセントにつなげば自動的に再エネの電気が多く発電している時間を選び、充電してくれる設備があれば、それが非常に有効である。火力発電の電気で充電しては意味がなく、そういうものの導入・開発が進むような方針もセットで打ち出していただけないか。充電器といったかたちでグリーン購入の基準にならないかという意図でもある。</p>	<p>再エネ由来の電力の調達については、グリーン購入法ではなく、環境配慮契約法で検討を進めている。政府実行計画においても、再エネ電力を一定割合調達することといった目標も今後定められ、電気の調達において再エネ由来の電力の重要性が増してくることは必然である。グリーン購入法の中でどれだけ対応できるか検討を行い、環境配慮契約法の電気の供給を受ける契約とも合わせて検討を進めていきたい。充電器そのものを今後国等が調達するかということも確認しながら、検討させていただく。</p>
11	本年度見直しのポイントについて	資料1	カーボン・オフセットされた製品等への対応について	<p>コピー機等の、現在カーボン・オフセットされた製品の全体に対する比率はどのくらいか。また、コピー機については「アからウの対応する要件又はエを満たすこと」とされているが、実際にアからウを満たさずエだけに該当している製品はどのくらいあるのか。加えた規定が効果をどのくらい持つのか。</p>	<p>オフセットされている製品は、J-クレジットに関して1,400程度である。うち複合機が150ほどで、10%強が複合機ということになる。その他対象としては印刷物やイベント、スポーツなどのいわゆる一過性のものがある。基準に関して、基本的に現行の製品であれば、ア、イ、ウの基準を満たしているものであると考える。その中で、カーボン・オフセット製品というものを、今後普及するにあたって、基準の中で明確化したいというところで、このような書きぶりとした。</p>
12	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	<p>バイオマスプラスチックの配合率25%のものが良いと評価する理由、側面等について、一般の方向けに説明すべきではないか。日本ではプラスチックの68%程度を焼却しているが、単純にリサイクルを考えれば一番良いのはマテリアルリサイクルであり、2種類以上のものが混ざっているとマテリアルリサイクルしにくくなる。例えば燃やした場合に発熱量が高いなど、バイオプラスチックを評価する点を具体的に示さないと説得しにくい。</p>	<p>昨年度来採用しているのは、バイオマスプラスチックのうちのポリエチレンが主である。特にごみ袋などの焼却せざるを得ないものについてはバイオマスプラスチックを入れて燃やす方がカーボンニュートラルに資するということでの評価になる。グリーン購入法では、バイオマスプラスチックについては必ず環境低減効果が確認されていることという条件が付随しており、現在素材として推奨するものとしては、ポリエチレン以外にバイオPETとPLAがある。これ以外については、今後個別にチェックして判断することになり、何でもよいということではない。また、配合率について、バージンプラスチックや再生プラスチックと比較して、同等ないしそれ以上を削減できる、環境負荷が下げられるというものに限って、品目ごとに見ていくこととしている。基準値については他の認定制度等の基準やレジ袋の場合は有料化との整合ともあり、現在の基準を定めているものである。</p>

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
13	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	ただバイオマスプラスチックは良いというだけでなく、ケース別に評価して説明をしないと、うやむやになってしまう可能性がある。また、輸出しているプラスチックの問題も含めて検討したほうがいいのではないかと。	今後、グリーン購入法を一般の方々に説明していく際に、バイオマスプラスチックとしての有効性がわかるような説明を心掛けたい。資料等についても記載していきたい。
14	本年度見直しのポイントについて	資料1	プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて	バイオマスプラスチックについては、特に原料部分の負荷は調達地によって全く異なる。環境負荷低減効果が確認されたものという判断が非常に難しい課題だと認識している。バイオポリエチレンの環境負荷低減効果が確認されたというのは、随分前の計算値であり、CO2以外の環境負荷は場合によっては増えるかもしれないという研究例もある。製品も増え、製造方法も変わっており、場合によっては専門家を合わせたワーキングなども必要かもしれない。	
15	本年度見直しのポイントについて	資料1	カーボン・オフセットされた製品等への対応について	ライフサイクル全般に渡りカーボン・オフセットされた製品について、J-クレジットの例などを取り上げて具体的に説明すると良いのではないかと。	今後資料の作り方、お示しの仕方等を工夫していく。
16	定期見直し対象品目について	資料1	定期見直し対象品目について	バイオマスプラスチックの用語の変更、電子計算機、テレビの省エネ基準の引き上げ、画像機器のカーボン・オフセットなどについて、年度内にエコマークの方も整合するように改定する。また、昨年度のごみ袋、カートリッジ等2品目に続き、今回は文具、清掃サービス、繊維製品についてエコマークを活用していただくことになり大変ありがたい。エコマークの認定審査は、工業製品の場合は書類審査が中心で、現地監査も年間50社程度抜き取って認定後に実施しているが、基本的には申請時は書類審査が中心である。清掃サービスなど役務の場合は、判断の基準への適合の判定、あるいは取組の継続的な実施が課題になってくる。エコマークの方でも、認定審査にあたり全件、会社の管理体制をチェックするとともに、オンラインで現地監査に近いことも行い、管理体制も合わせて把握しており、こういったことで実行性が上がり、グリーン購入法に基づく調達にも波及していけるのではないかと期待している。来年度以降も消火器やオフィス家具など、引き続きエコマークの活用をご検討いただきたい。	ラベル化することによりわかりやすい製品選択、調達につながるということで、調和させていくという方針であり、相互に、先に進んだところに追いつくというかたちでレベルアップを図り、世の中をより環境に配慮した製品に移行させていけると良いと考えている。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
17	提案募集に係る対応について	資料1	提案募集に係る対応について	再生アクリルのパーティションは政府調達による影響が小さいということだが、様々なアイデアでプラスチックのマテリアルリサイクルを進めようという方々が取り組んでいる。全国性がなくても個別のものについても考えるという議論を、何度かやってきたはずであり、今こそその部分を活かさなければならない。	環境に対する取組をグリーン購入法の中で位置付けることができないかということも検討の項目ではあるが、公共調達という視点に立つと、ある特定の優れている業者だけから調達をするといったものは、法および制度の中で、基本方針に位置付けるのは難しいところである。そのような優れた取組をグリーン購入法の中で位置付けはできなくても、紹介することは可能であると考えている。
18	提案募集に係る対応について	資料1	提案募集に係る対応について	マスバランス方式について、金属に関しては当たり前のことであり基本的に今回の措置に賛成である。マスバランス方式の場合は、認証機関が正常に機能するかどうかの問題で、その部分までをグリーン調達の対象の中で議論に入れる必要はないためあえて述べる必要はない。	—
19	定期見直し対象品目について	資料1	定期見直し対象品目について	庁舎管理及びエネルギー管理システムについて、エネルギー基本計画で、庁舎への太陽光発電の最大限導入が謳われることになっているが、グリーン調達でもこれを後押しするという考え方はないのか。太陽光発電についてどういうものが良いかという基準はあるが、太陽光自身の調達を進めるという観点が今後求められる。この仕組みの中でうまく協力できないのか。	政府実行計画等でも太陽光発電の最大限の活用などについても記載がされており、それを踏まえ、庁舎の整備基準について改めて検討が行われるところである。グリーン購入法の中で対応ができるものがあるのかというのもひとつの検討事項である。関連法の今後の動きに注視しながら、対応について検討したい。
20	定期見直し対象品目について	資料1	その他	脱炭素という観点から例えばCO <sub>2</sub> を吸収するコンクリートや、CO <sub>2</sub> を原料とするプラスチック、水素ボイラーといったものが既に実用段階になっている。こういったものをグリーン調達で今後加えていくことも検討してはどうか。	CO <sub>2</sub> を吸収するコンクリートや、CO <sub>2</sub> を原料としてプラスチックといったものも実用化され、ある程度市場にも普及してきた場合には、グリーン購入法の中で対象品目としての検討を行うこともひとつの道である。